

令和 2 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 9 号

函館市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
函館市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に定める。

令和 2 年 5 月 7 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
函館市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年函館市条例第 1 9 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし，第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 5 条第 1 項の傷病手当金の支給に係る申請書  
の受付

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改  
正に伴い，新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等の傷病手当  
金の支給に係る申請書の受付に関する規定を整備するため